

独立行政法人国立国語研究所における競争的資金等の取扱いに関する規程

平成19年10月9日

国語研規程第168号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）における競争的資金等の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 競争的資金等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「競争的資金等」とは、各省庁又は各省庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金及びその他研究所の責任において管理すべき経費をいう。

(責任と権限)

第4条 競争的資金等を適正に管理及び運営するために、次のとおり責任者を置き、その責任と権限を定める。

- 一 最高管理責任者は研究所全体を統括し、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負う者とし、所長をもって充てる。また、最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って競争的資金等を運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 二 統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について研究所全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、理事をもって充てる。

(ルールの明確化等)

第5条 最高管理責任者は、競争的資金等に係る事務手続きについて、常に検証を行い、ルールの明確化及び統一化を図るとともに、職員に対して周知徹底を図らなければならない。

- 2 競争的資金等の事務処理手続きに関する研究所内外からの相談を受け付ける窓口を管理部総務課に設置する。

(職務権限の明確化)

第6条 最高管理責任者は、競争的資金等の事務処理に関する権限と責任を明確にし、それに応じた決裁体制を構築しなければならない。

(競争的資金等の管理)

第7条 第3条に規定する競争的資金等は、国民の税金その他多方面からの支援で成り立っていることを認識し、その目的に沿った使用及び説明責任を果たすべく、常に適正な管理を行わなければならない。

- 2 職員個人の発意で提案され採択された競争的資金等であっても、研究所の規程等に則り競争的資金等の機関管理を徹底し、適正な管理を行うものとする。

(事務職員の責務等)

第8条 事務職員は、専門能力をもって競争的資金等の適正な執行を確保しつつ、研究所の効率的な業務遂行を目指した事務を行わなければならない。

- 2 最高管理責任者は、事務職員の専門的能力の向上を図るため、積極的に研修等に参加させ

るものとする。

(調査等)

第9条 研究所内外からの通報等及び内部監査等により、競争的資金等の不正使用に係る調査が必要と認められた場合は、最高管理責任者は公正かつ透明性の高い仕組みによる調査を行わなければならない。

2 最高管理責任者は、競争的資金等の不正使用に係る調査の仕組みを整備するものとする。

(不正防止計画の策定及び実施)

第10条 最高管理責任者は、競争的資金等の不正使用を未然に防止するため、発生させる要因の把握・分析に努め、不正防止計画を策定するものとする。

2 研究所全体の観点から不正防止計画の推進を担当するものとして、理事をその任に充てる。

3 不正防止計画の進捗管理については、最高管理責任者が率先して対応に努めるものとする。

(競争的資金等の適正な運営・管理活動)

第11条 競争的資金等の適正な運営・管理活動を図るため、前条で策定した不正防止計画を着実に実施することにより、適正な競争的資金等の使用を図るものとする。

2 競争的資金等による購入物品に関して検収責任者を置き、各課及びグループごとに納品物品を検収する検収担当者を置くものとする。

3 検収担当者は、物品請求書と現物を照合の上、物品請求書に検収印を押印するものとする。

(通報窓口)

第12条 競争的資金等について、使用に関するルール等の相談及び不正使用に関する通報を研究所内外から受け付ける窓口を管理部総務課に設置する。

2 通報窓口の運営に当たっては、通報者を保護する方策を講じなければならない。

3 通報窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(監査体制)

第13条 競争的資金等の使用に関する帳票類の監査、機器備品の現物実査、謝金等の使途確認及び研究の遂行状況等について、効率的・効果的かつ多角的な観点から、毎年内部監査を行うものとする。

2 内部監査は、最高管理責任者が指名した職員が実施し、内部監査の実施結果について文書をもって最高管理責任者に報告するものとする。

(運営・管理の見直し)

第14条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適時、競争的資金等の運営・管理の見直しを行い、必要に応じ統括管理責任者等に運営・管理の改善を指示するものとする。

(その他)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月9日から施行する。